

別紙1

福祉有償運送に係る運送の対象者

小美玉市に居住する，次に掲げる者

- 1 介護保険法に規定する要介護者（要介護度 1～5）の内，介護支援専門員の公平中立な視点により通院等乗降介助が必要と認められた者
- 2 身体障害者福祉法に規定する下記の身体障害等の事由により，単独での移動及び公共交通機関を利用することが困難な者であり，かつ移動先において付き添いが必要となる者
  - (1) 視覚障害 1級～6級
  - (2) 聴覚又は平衡機能の障害
    - ア 聴覚障害 2級～4級，6級
    - イ 平衡機能障害 3級，5級
  - (3) 音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障害 3級～4級
  - (4) 肢体不自由
    - ア 上肢 1級～7級
    - イ 下肢 1級～7級
    - ウ 体幹 1級～3級，5級
    - エ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1級～7級  
（上肢機能・移動機能）
  - (5) 内部障害
    - ア 心臓機能障害 1級，3級～4級
    - イ じん臓機能障害 1級，3級～4級
    - ウ 呼吸器機能障害 1級，3級～4級
    - エ ぼうこう又は直腸の機能障害 1級，3級～4級
    - オ 小腸機能障害 1級，3級～4級
    - カ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級～4級
- 3 上記の他，肢体不自由，内部障害（人工透析を受けている者を含む。），精神障害（精神障害者保健福祉手帳 1級～3級所持者），知的障害（療育手帳④・A・B・C所持者），病弱等の事由及び家族による外出介助が困難等の事情により，単独での移動及び公共交通機関を利用することが困難な者であり，かつ移動先において付き添いが必要となる者